



東北管区行政評価局

Tohoku Regional Administrative Evaluation Bureau

～私たちの職場を紹介します～



東北管区行政評価局の役割

総務省行政評価局は、国民に信頼される質の高い行政を実現するため、①行政運営改善調査、②行政相談、③政策評価の推進を実施している組織です。総務省行政評価局（本省）のほか、地方出先機関として、全国の主要8都市にブロック機関である管区行政評価局・支局、そのほかの全ての都道府県の県庁所在地に行政評価事務所又は行政監視行政相談センターが設置されています。

このうち、東北管区行政評価局は、地方出先機関として、主に①行政運営改善調査、②行政相談の業務等を実施しています。

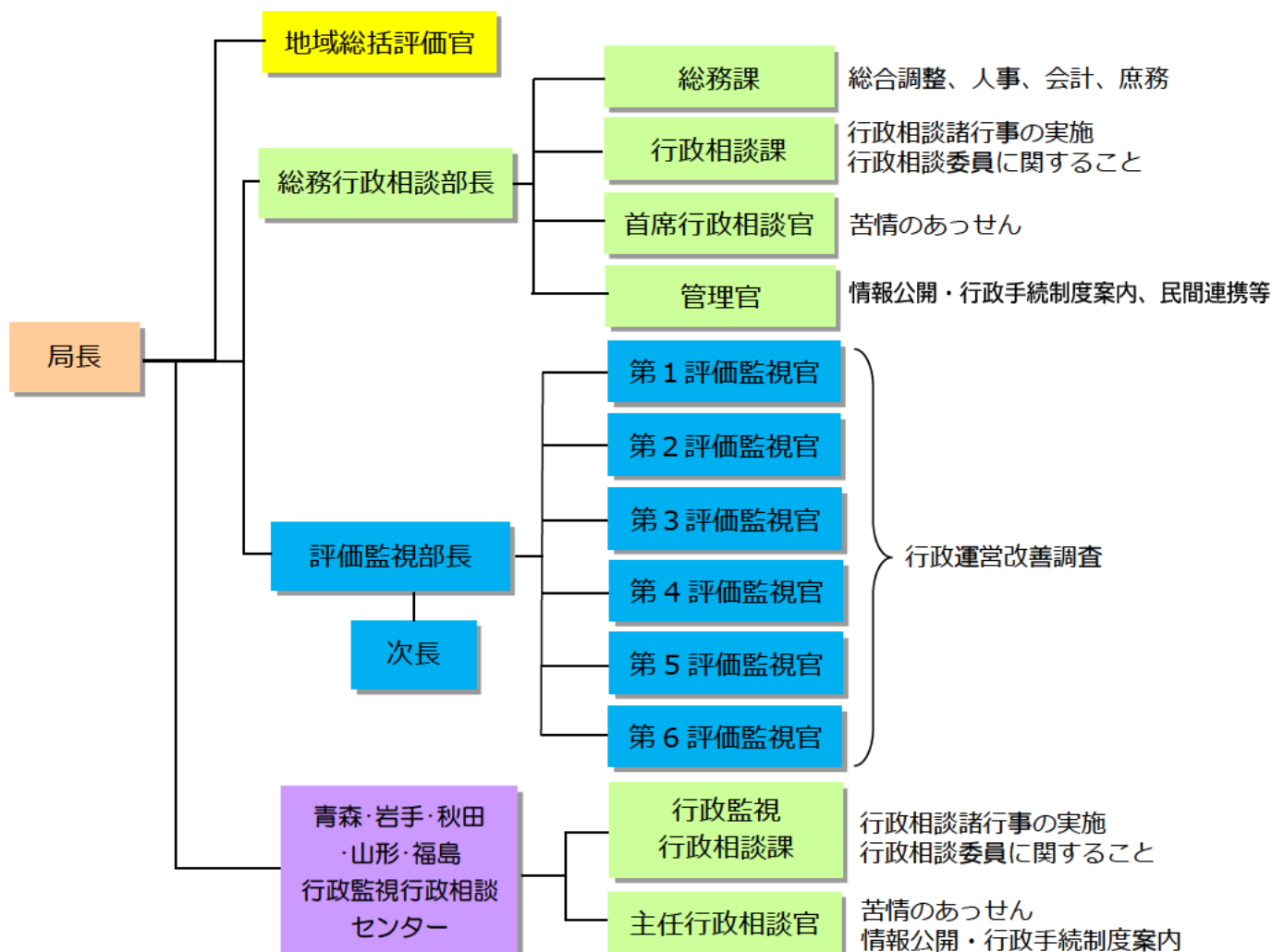
行政運営改善調査

各府省のみでは評価し難い複数府省にまたがる政策や各府省の業務の実施状況を調査し、関係行政機関等に対して改善方策について勧告等を行い、行政運営の改善を推進

行政相談

国の行政などへの国民の苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から関係行政機関に必要なあっせん等を行い、その解決や実現の促進を図るとともに、行政の制度及び運営を改善

■ 組織図（令和7年4月1日現在）



管轄区域・職員配置状況

東北管区行政評価局は東北全域を管轄しています。

また、各県の行政監視行政相談センターが所在県内の行政相談業務を担当しています。

青森行政監視行政相談センター



秋田行政監視行政相談センター



山形行政監視行政相談センター



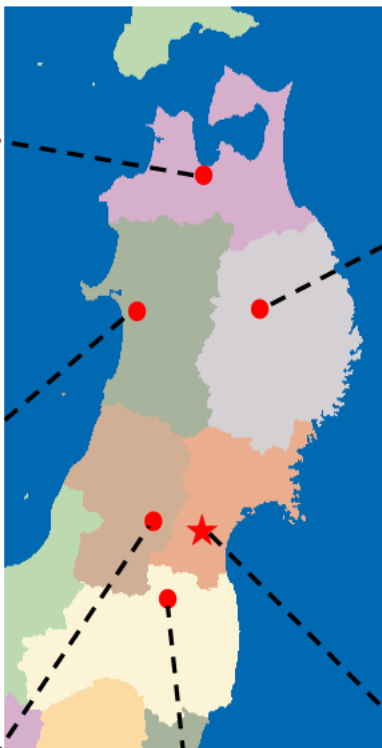
福島行政監視行政相談センター



岩手行政監視行政相談センター



東北管区行政評価局



■職員配置状況（令和7年4月1日現在）

局 所 名	管区局	行政監視行政相談センター						管内合計
		青森	岩手	秋田	山形	福島	小計	
職員数（人）	46	6	6	7	6	7	32	78

※ 育児休業中の職員（1人）及び研修派遣中の職員（1人）を除く。

行政運営改善調査

行政評価局は、政策や事業の担当府省とは異なる立場から、幅広い分野を対象に、政策効果や各府省の業務運営上の課題を実証的に把握・分析する「行政運営改善調査」を行っています。

調査の結果、改善が必要な事項が明らかになった場合には、関係府省等に対して問題提起や具体的な改善方策を提示（勧告等）することで、政策や制度・業務運営の改善を図ります。

「行政運営改善調査」には、複数の府省にまたがる政策を評価する「政策評価」と各府省の業務の実施状況を把握・分析する「行政評価・監視（全国計画調査、地域計画調査）」があります。

■ 政策評価

行政評価局は、政策評価制度に関する企画立案などを行うとともに、各府省とは異なる評価専担組織として、府省の枠を超えた全政府的な立場から、政策の統一性又は総合性を確保するための評価（統一性・総合性確保評価）や、各府省の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価（客観性担保評価）を行っています。

このうち、東北管区行政評価局では、主に、複数の府省にまたがる政策に関する「統一性・総合性確保評価」に携わっており、評価の対象となった政策が地域においてどのような効果を上げているかなどについて、調査を行っています。

■ 行政評価・監視（全国計画調査）

「全国計画調査」は、総務省行政評価局（本省）が全国規模で見直しを図る必要がある問題を取り上げ、管区行政評価局及び行政評価事務所による全国調査網により現地調査を行い、国の行政運営の実態・行政課題の発生状況などを具体的に把握します。

■ 行政評価・監視（地域計画調査）等

「地域計画調査」は、東北管区行政評価局が企画・立案し、行政と国民生活との接点である現地において、国民生活と密接に関わる行政上の問題の具体的な改善を図ることを目的として実施する調査です。

全国計画調査同様に現地調査を行い、改善が必要と認められる事項については、関係する国の行政機関の地方支分部局の長等に対して、問題提起や具体的な改善方策を提示（所見表示等）し、現地的改善を図っていきます。

また、職員の提案や日頃の情報収集、地域の関係者との意見交換等を踏まえ、各府省における施策の実施状況や国民、社会及び地域が抱える課題から行政課題を把握する活動（常時監視活動）に取り組んでいます。常時監視活動により把握した課題等を整理・分析し、関係する国の行政機関の地方支分部局等に積極的に提供することで、行政課題の改善に資することを目指しています。

行政運営改善調査の流れ

行政運営改善調査は、主に以下のような流れで実施されます。

① テーマの選定

行政上の重要課題等を収集し、調査テーマを選定

② 調査の実施

- 調査の企画・立案
- 実地調査の実施
- 取りまとめ（調査結果の分析・検討）



現地調査の様子

③ 指摘・結果公表等

調査結果に基づき、関係府省に対する要改善事項の指摘等・公表

④ 改善措置状況のフォローアップ

要改善事項の指摘等後の改善状況や改善効果を確認

行政運営改善調査の実施例

■ 最近勧告等した全国計画調査及び政策評価

- 民生委員・児童委員による証明事務に関する調査
 - 倒木による停電予防のための樹木の事前伐採に関する調査
 - 住宅確保要配慮者への居住支援に関する調査
－住宅施策と福祉施策の連携を中心として－
 - 「ごみ屋敷」対策に関する調査
 - ため池の防災減災対策に関する調査
 - 社会的養護に関する調査 －里親委託を中心として－
 - 太陽光発電設備等の導入に関する調査
 - 医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査
－小学校における医療的ケアの実施体制の構築を中心として－
 - 浄化槽行政に関する調査
 - 墓地行政に関する調査 －公営墓地における無縁墳墓を中心として－
 - 身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査
 - ◎ 不登校・ひきこもりのこども支援に関する政策評価
- ※ 「◎」は政策評価、「○」は行政評価・監視を示す。

■ 最近実施した地域計画調査等

- 農地関連手続における登記情報提供サービスの活用に係る情報提供
 - 戸建災害公営住宅の譲渡処分手続に係る情報収集
 - 国の行政機関におけるパーキング・パーミット制度への登録に関する情報収集
 - ◆ 洪水浸水想定区域内にお住まいの方の避難に関する意識調査
 - ◆ ツキノワグマの保護管理に関する調査 －人里への出没対策を中心として－
 - ◆ 国の行政機関における職員への禁煙サポートの推進に関する実態調査
 - ◆ 東北地方における移住・定住の促進に関する実態調査
- ※ 「◆」は地域計画調査、「□」は情報収集等を示す。

詳しくはこちら



行政運営改善調査の実施例（概要）

■ 全国計画調査

住宅確保要配慮者への居住支援に関する調査 – 住宅施策と福祉施策の連携を中心として –

背景

公表日：令和 7 年 3 月 28 日 通知先：国土交通省、厚生労働省

- ◇ 住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者等）の賃貸住宅への円滑な入居に向け、入居前の相談対応から入居中や退去時の支援までの切れ目のない支援体制の構築を図るため、令和 6 年に「住宅セーフティネット法」が改正され、国土交通省の所管から同省及び厚生労働省の共管に変更
- ◇ 改正法では、都道府県・市区町村における居住支援協議会の設立の努力義務化など、住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備の推進が規定
- ◇ 国土交通省及び厚生労働省は改正法の施行に向け、地方公共団体の居住支援の取組を支援するための方策について検討中であり、その検討に資するため市区町村等における取組の実態を調査

主な調査結果

- ① 協議会設立未検討の市が多数あり（30 市／48 市）。
協議会の設立手順や都道府県及び市区町村の協議会との役割分担の提示（※）、既存の会議体の活用を望む意見あり
※ 調査結果の一部を事前に国土交通省に情報提供。当該結果も踏まえ同省で「居住支援協議会設立の手引き」を改訂（令和 7 年 3 月 19 日）
- ② 住宅部局と福祉部局の連携に係る必要性の認識が両部局で異なる事例が散見。適切な連携がなされず支援が遅れたと考えられる事例あり
- ③ 居住支援法人の活動等への理解不足から市区町村との関係構築に苦慮している法人あり（9 法人／45 法人）。都道府県が把握している法人情報について、市区町村に提供を希望する法人及び市が多数（35 法人／45 法人、18 市／48 市）

当省の意見

- ① 協議会の設立手順等の周知徹底に加え、既存会議体を活用した設立・運営が可能である旨を明確化し、市区町村に提示すること
- ② 市区町村の各部局が共有可能な情報の例やこれを活用して実施することが期待される取組例を市区町村に提示すること
- ③ 居住支援法人に関する情報を市区町村に提供できるよう都道府県に促すこと

期待される効果

住宅部局と福祉部局が連携した居住支援の検討・実施
市区町村と居住支援法人の連携強化
➡ 住宅確保要配慮者の居住支援の充実

■ 地域計画調査等

国の行政機関におけるパーキング・パーミット制度への登録に関する情報収集

背景

- ◇ 東北管区局に「障害のない人が車椅子駐車場等に駐車しているケースがあるので、真に必要な人が利用できるようにしてほしい」との行政相談
- ◇ 車椅子使用者用駐車場については、利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に、地域の協力施設で共通に利用できる利用証を交付するという、地方公共団体独自の制度であるパーキング・パーミット制度により、適正利用が促進されたとの調査結果
- ◇ そこで、同制度のない青森県を除く東北 5 県において、まずは、国の行政機関における同制度の登録状況について情報収集を実施
- ※ 青森県は、令和 6 年 10 月 1 日から「青森県おもいやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）」を運用開始

公表日：令和 6 年 3 月 25 日
FU 公表日：令和 7 年 3 月 19 日



車椅子使用者用駐車場及び利用証の例

情報収集結果

- ◇ 東北 5 県の国の行政機関における制度への登録状況を調査したところ、令和 4 年 7 月 1 日現在で、協力施設数は 42 施設
- ◇ 施設管理者が、制度の内容、登録の際の連絡先、施設として対応すべき事項、費用負担等の情報を求めていることから、当局において、これらの情報を取りまとめて提供するとともに、周知をお願いしたところ、令和 5 年 10 月 1 日現在で、登録施設数が 189（登録予定の 72 施設を含む。）と増加
- ◇ 上記のように、施設管理者が求める情報を整理し、周知することで、登録が促進される可能性があることが判明
- ◇ 制度を導入している県からは、「担当する人員が限られていることや、利用証の作成や広報に要する予算に制約もあって、制度の周知啓発、協力施設の募集に苦慮しているため、国の施設等には自主的に協力してもらいたい」との意見

総務省における取組

東北以外の取組

令和 6 年 4 月から 9 月にかけて、全国の管区行政評価局等から国の行政機関に周知

東北管区局の取組

令和 6 年 7 月及び 11 月に再周知。

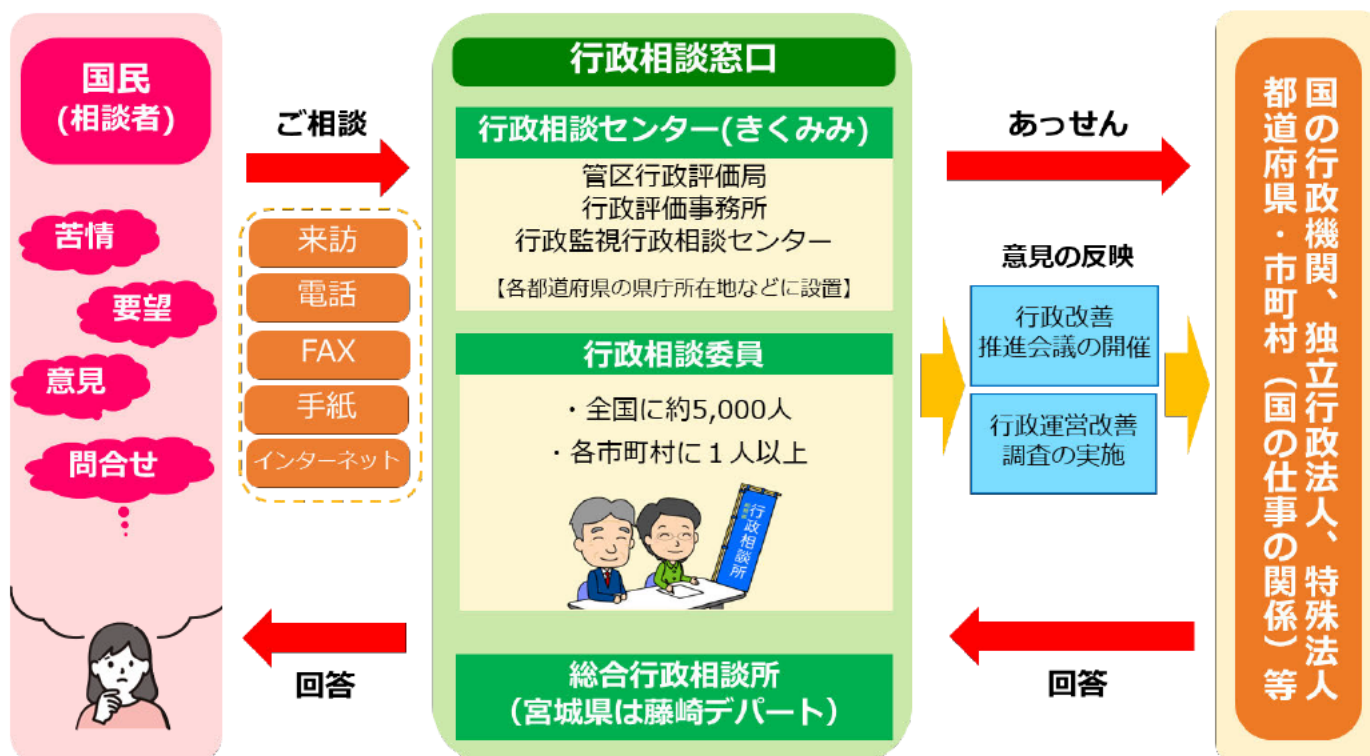
その結果、登録施設数は 209 施設（登録予定の 18 施設を含む。）に増加



行政相談とは

総務省の行政相談は、国の行政などへの国民の苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から関係行政機関に必要なあつせん等を行い、その解決や実現の促進を図るとともに、行政の制度及び運営の改善にいかす仕組みです。相談は無料・秘密厳守です。

■行政相談のしくみ



■行政相談の受付方法

行政相談の主な受付方法は以下のとおりです。

◆ 行政苦情 110番



お こまりなら まる まる くじょー ひゃくとおぼん

0 5 7 0 - 0 9 0 1 1 0



全国共通の電話番号で、最寄りの管区行政評価局、行政評価事務所又は行政監視行政相談センターの相談窓口につながります。

◆ インターネットによる行政相談の受付

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>



◆ その他

その他に行政相談センターや行政相談委員が開設する相談所などへの来訪、行政相談センターへの手紙・FAX、インターネットを利用したオンライン相談などでも行政相談を受け付けています。

行政相談の窓口

行政相談は、東北管区行政評価局や管内行政監視行政相談センターの窓口のほか、仙台総合行政相談所や各市町村に配置されている行政相談委員が受け付けています。

また、複数の機関が一堂に会して様々な相談に応じる一日合同行政相談所や東日本大震災などで被災した住民などの地域のニーズに対応した行政相談活動を実施しています。

このほか、①各種団体からの行政に関する苦情や意見・要望等を把握することを目的とした、また、②行政相談の利用を幅広い世代に広げるため子育て世代を対象とした行政相談懇談会を開催しています。



行政相談の対応の様子

■行政相談委員 ～国民の声を行政に届けます～

行政相談委員は、行政相談委員法に基づき、社会的信望があり、行政運営の改善に理解と熱意を有する民間有識者の中から、総務大臣が委嘱するものです。

全国の市(区)町村に約 5,000 人の行政相談委員を配置しており、東北管内 6 県 227 市町村では合計 515 人（令和 7 年 4 月 1 日現在）の行政相談委員を配置しています。

行政相談委員は、国民の皆様からの相談を定例相談所等で受け付け、その解決のための助言を行うとともに、関係行政機関に対して通知し、苦情等の解決に努めています。



行政相談パネル展（栗原市）

行政相談委員の配置状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

局所	管区局 (宮城)	行政監視行政相談センター					管内合計
		青森	岩手	秋田	山形	福島	
委員数	99	83	75	80	67	111	515

■仙台総合行政相談所（行政困りごと相談所）

お買物のついでなど気軽に相談ができるように、藤崎一番町館内で、国の行政機関、宮城県、宮城県警察本部、仙台市、各種団体などの協力を得て、仙台総合行政相談所（行政困りごと相談所）を開設しています。

開設場所	仙台市青葉区一番町 3-4-1（藤崎一番町館 6 階）
開設日時	毎日 AM11:00～PM5:00（藤崎一番町館の店休日、年末年始は除く。）
電話・FAX	0 2 2 - 2 6 3 - 6 2 0 1（共通）

大規模災害時の行政相談活動

地震、豪雨、台風などの大規模災害や地域の住民の生活基盤に多大の影響を及ぼす事態が発生した場合は、災害で被害を受けた方々を支援するため、必要に応じて「特別行政相談活動」を行っています。

東北管区行政評価局では、近年、以下のような活動をしています。

■生活支援等相談窓口案内（ガイドブック）の作成・提供、HP掲載

- ・ 令和元年台風第19号（令和元年10月～）【岩手・宮城・福島】
- ・ 新型コロナウイルス感染症感染防止対策（令和2年4月～6年2月）【全国】
- ・ 令和2年7月豪雨災害（令和2年8月～）【山形】
- ・ 令和3年台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨（令和3年8月～）【青森】
- ・ 令和4年福島県沖地震（令和4年4月～）【宮城・福島】
- ・ 令和4年8月3日からの大雨（令和4年8月～）【青森】
- ・ 令和5年7月14日からの大雨（令和5年8月～）【秋田】
- ・ 令和5年台風第13号（令和5年9月～）【福島】
- ・ 令和6年7月25日からの大雨（令和6年8月～）【秋田・山形】
- ・ 令和7年2月林野火災（令和7年3月～）【岩手】

■災害相談用フリーダイヤルの設置

- ・ 令和元年台風第19号（令和元年10月～12月）

■被災者等の支援のための特別行政相談所の開設

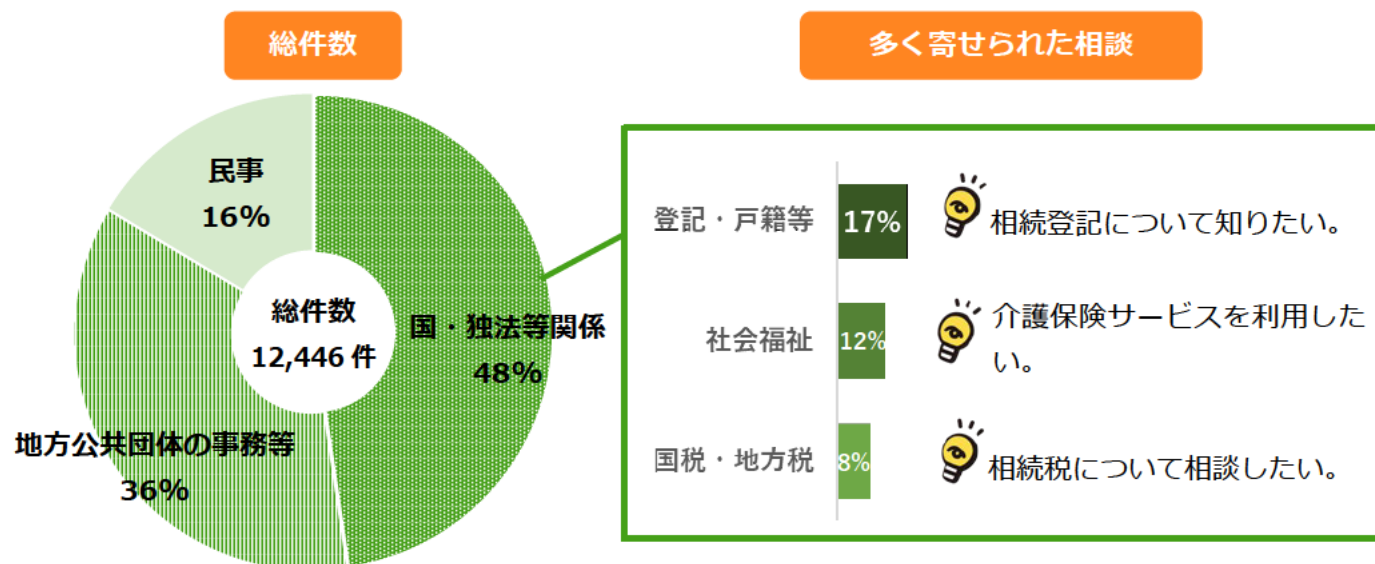
- ・ 令和元年台風第19号【岩手・宮城・福島】
- ・ 令和5年7月14日からの大雨【秋田】
- ・ 令和6年7月25日からの大雨【秋田・山形】
- ・ 令和7年2月林野火災【岩手】



行政相談の受付実績

令和6年度の東北地方6県の行政相談受付件数は12,446件（※）でした。
 登記・戸籍等、社会福祉、国税・地方税に関する相談が多く寄せられました。

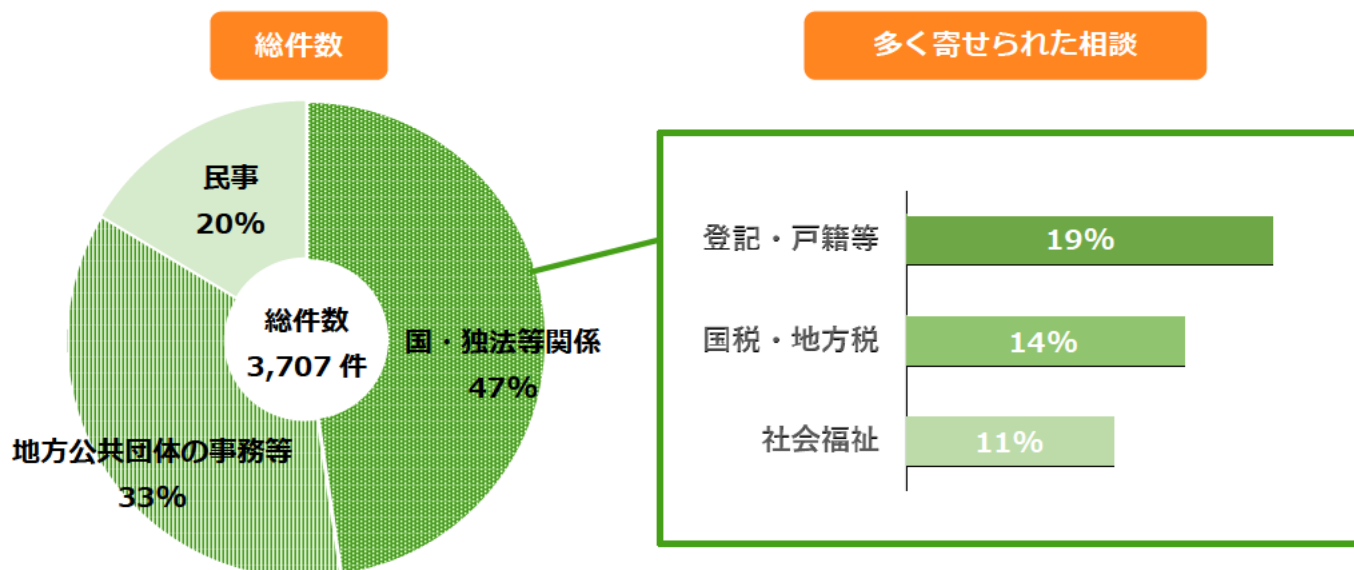
※ 件数はいずれも速報値



（参考）宮城県内の行政相談受付件数

令和6年度の宮城県内の行政相談受付件数は3,707件（※）でした。
 また、登記や税金に関する相談が多く寄せられました。

※ 件数はいずれも速報値



行政相談の事例

■事例1：通行の支障となっている竹木を伐採してほしい。

【相談要旨】

道路のり面に竹木が繁茂し、側道にはみ出してきている。降雪時に雪の重みで竹木が倒れかかり、側道を塞ぎ、通行できなくなり困っている。

【対応結果】

行政相談委員が現地確認を行うとともに、道路管理者に伐採を依頼した結果、伐採され、通行できるようになった。

改善前



改善後



これで安心して
通行できるね！



■事例2：道路の分岐を分かりやすくしてほしい。

【相談要旨】

国道（直進）、東北中央道方面（左折）、常磐道方面（右折）の3方面に分岐する交差点があるが、交差点近辺に、高速道路入口を示す案内標識はあるものの、3方面に分岐することを案内する案内標識は設置されていない。このため、どの車線を進めばよいか判断が遅れ、慌てて車線変更せざるを得ず、危険な思いをした。

3方面に分岐することを案内する案内標識を設置するなどして、分かりやすく案内してほしい。

【対応結果】

行政相談委員と行政監視行政相談センターが連携し、道路管理者である県建設事務所に対して働きかけた結果、道路管理者において検討がなされ、3方面に分岐を案内する案内標識が設置された。

改善後



行政改善推進会議とは

「行政改善推進会議」(※)とは、弁護士や報道機関職員などの民間有識者で構成される会議です。行政相談で受け付けた相談の中には、相談者の利益と公共の利益との調整が必要な問題や複数の行政機関が関係し調整が必要な問題など判断の難しい相談事案もあります。そうした相談事案について、同会議において広い視野から検討し、その意見を踏まえて的確かつ効果的な処理を行うことで、個々の苦情の解決を図ることはもちろん、苦情の原因となっている行政の制度・運営そのものの改善を図っています。

※ 令和6年3月に「行政苦情救済推進会議」から名称変更

■行政改善推進会議の構成員（令和7年4月1日現在）

○座長

齊藤 睦男 弁護士

○委員

遠藤 恵子	公益財団法人せんだい男女共同参画財団評議員
神部 光崇	仙台商工会議所副会頭
須藤 宣毅	河北新報社教育・防災連携室部長
芳賀 清光	東北行政相談委員連合協議会会長
藤田 祐子	弁護士

(50音順、敬称略)

■近年の行政改善推進会議の意見を踏まえた改善事例

- ・ 児童扶養手当支給認定事務の取扱い（令和7年3月18日）
- ・ 国民健康保険における高額療養費の支給申請の際の領収書の取扱いについて（令和6年3月27日）
- ・ 児童扶養手当に係る現況届の郵送での提出について（参考連絡に対するフォローアップ）（令和6年3月27日）
- ・ 「介護マーク」の普及のための取組について（令和5年3月30日）
- ・ 不動産登記申請書添付書類の原本還付請求手続の改善について（令和5年3月29日）
- ・ 児童扶養手当に係る現況届の郵送での提出について（令和5年3月29日）
- ・ 高速道路上の給油を促す案内表示に関する改善要望について（令和4年7月20日）

詳しくはこちら



行政改善推進会議の付議事案例

児童扶養手当支給認定事務の取扱い

－行政改善推進会議の意見を踏まえた参考連絡－

(令和 7 年 3 月 18 日参考連絡)

【相談要旨】

夫と離婚する予定であったため、必要な手続、提出書類などについて、役所の関係部署に電話で確認していたところ、離婚後は、児童扶養手当を受給できることが判明したため、6 月 28 日に担当窓口書類一式を提出し受理された。

しかしながら、7 月 2 日に役所の担当者から電話があり「離婚届受理証明書」が必要とのことであったため、同月 3 日に「離婚届受理証明書」を提出したところ、同担当者から「受理日が 6 月 28 日から 7 月 3 日に変更されることにより、児童扶養手当の支給開始月は 8 月になる。」との説明があった。

役所の確認不足により受理日が変更になり、児童扶養手当の支給開始月が 1 か月遅れてしまうことに納得がいかない。

【当局の調査結果】

当局が東北 6 県及び調査対象 6 県内から抽出した 29 市町村を調査したところ、①市町村の取扱誤りや周知不足などの類似事例、②離婚届受理証明書を即日発行できず、翌月の認定請求となってしまう例がみられた。

他方で、説明不足を防ぐために工夫している例、市町村の判断等により補正で対応している例がみられた。

また、こども家庭庁は、①受理日以降に不備が確認された場合は、基本的に補正で対応すべき（補正することが不適切と判断される場合を除く。）、②離婚届受理証明書を即日発行できない場合も戸籍担当部門に確認するなどして、認定請求を受理することは差し支えないとしている。

【推進会議の主な意見】

○ 児童扶養手当の認定請求に係る添付書類や支給開始月（認定請求の翌月から支給）などの制度の仕組みを申請者の立場に立って丁寧かつ確実に周知することが重要である。

周知に当たっては、市町村担当者の属人的な知識やスキルに頼るのではなく、チラシ、パンフレット、チェックリストを活用するなどの説明不足を防ぐ取扱いが求められるため、今回把握した工夫例を調査対象 6 県及び同県内の市町村に周知してはどうか。

○ 離婚に伴う経済的な困窮に陥らないように、児童扶養手当の趣旨に基づいて、申請者に寄り添った対応をしていくべきである。このため、申請者に瑕疵（かし）がなく、月末までに添付書類が提出できない場合には、後に補正し、申請者に支給していくべきである。

今回、把握した申請者に瑕疵がない場合のこども家庭庁の補正に係る考え方、市町村の補正対応について、調査対象 6 県及び同県内の市町村に周知してはどうか。

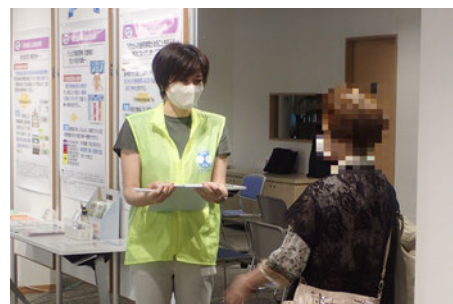
【参考連絡内容】

離婚によるひとり親世帯等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る観点から、説明不足等を防ぐための市町村の工夫例や申請者に瑕疵がない場合のこども家庭庁の補正に係る考え方、市町村の補正対応は行政運営上の参考になると考えられるため、東北 6 県及び同県内の市町村に対して参考連絡するとともに、こども家庭庁に情報提供する。

行政相談・行政相談委員制度の周知

東北管区行政評価局や管内行政監視行政相談センターでは、行政相談・行政相談委員制度を周知するため、様々な広報活動を実施しています。

■ 行政相談パネル展



■ 地域のイベント・商業施設での広報活動、FM ラジオ出演



■ 出前講座



■ 関係団体の会合等での PR



東北管区行政評価局における働き方

東北管区行政評価局での勤務には、以下のような特徴があります。

Point 1 広範な業務に従事できます！

行政運営改善調査、行政相談ともに守備範囲は幅広いです。道路、河川、農林水産業、保健医療、労働、年金・保険、経済産業、環境保全、学校教育等、**行政機関が担当する分野のほとんどが対象**となります。これは、**ほかの行政機関にはない行政評価局の大きな特徴**であり、様々な行政分野の幅広い知見が習得できます。

Point 2 ワークライフバランスのとれた働き方ができます！

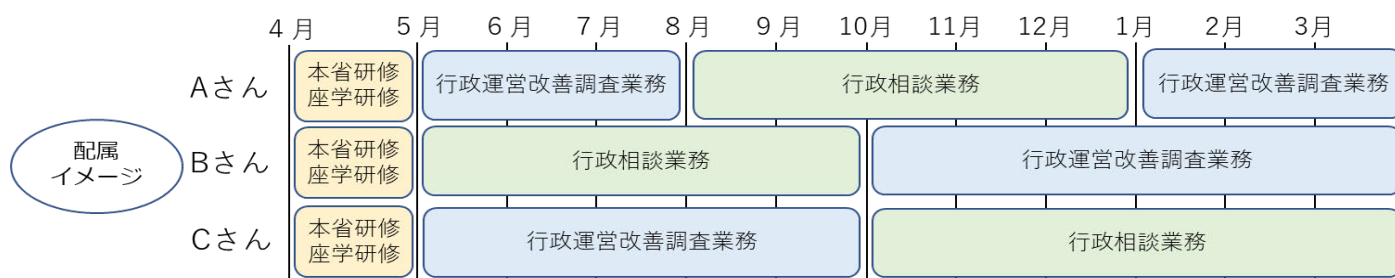
東北管区行政評価局では、テレワーク勤務や勤務時間の変更(フレックスタイム等)ができたり、チャット機能や Web 会議システム等による情報共有を行っていたり、**場所や時間にとらわれない柔軟な働き方**が浸透しています。

また、子育てや介護との両立支援制度も充実しており、**女性・男性にかかわらず、育児休業の取得率は 100%**です(令和 5～6 年度)。

Point 3 人材育成を重視しています！

■充実した研修制度

採用から約 1 か月間は、総務省本省(東京都)や東北管区行政評価局(仙台市)において座学研修を受講し、基本的な知識を習得します。その後約 1 年間は、実際に行政運営改善調査や行政相談の業務に従事しながら、これらの業務に必要な知識・能力を習得していきます。



また、2 年目以降も採用年数や役職に応じた研修を実施しています。外部講師や有識者による研修や Web 研修も充実しており、新たな知識の習得と業務内容の深化を進めることができます。

このほかにも、年次や役職に応じた研修のみならず、職員の意欲に応じて様々な研修が受講できます(例：統計制度に関する研修、政策評価制度(EBPM)制度に関する研修等)。

■職員のサポート体制の整備

若手職員がチームを組み、自由に意見を出し合いながら、行政上の課題について情報収集等を行う活動や、メンター・メンティー制度(※)を取り入れる等、年次の近い職員と関わる機会も多く、職員のサポート体制の整備にも努めています。

※ 所属する上司とは別に、年齢の近い年上の先輩職員が新規採用職員や若手職員をサポートする制度

採用情報 Q&A

Q 近年の採用実績を教えてください。

A 直近 5 年間の実績は、以下のとおりです。

年度		R3	R4	R5	R6	R7
採用人数 (人)	男性	2	3	3	1	2
	女性	0	0	3	2	1
	計	2	3	6	3	3

Q 初任給や手当について教えてください。

A 大卒初任給は、220,000 円です（一般職員・新卒の例）。

上記に加え、地域手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当、扶養手当、単身赴任手当等の手当があります。また、年 2 回（6・12 月）、期末・勤勉手当が支給されます。

Q 休日や休暇制度について教えてください。

A 土・日に加え、祝日や年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）が休日となります。

休暇制度は、年 20 日（ただし 4 月 1 日採用者は採用年のみ 15 日）の年次休暇（有給休暇）、特別休暇（夏季、結婚、忌引、子の看護等）、病気休暇等があります。

Q 学部・学科や保有する資格等によって、採用に有利・不利はありますか？

A 学部・学科や保有する資格等による有利・不利はありません。文系、理系、大学院卒、既卒、関係なく様々な経歴の職員が活躍しています。なお、行政運営改善調査及び行政相談業務で現地を調査することもあるため、車の運転ができると便利かもしれません。

Q 勤務先や異動について教えてください。

A 採用後 1 年目は、東北管区行政評価局（仙台市）に勤務します。

2 年目以降は、毎年度職員の希望を確認した上で、適性等を考慮し、同局（仙台市）での勤務のほか、管内の行政監視行政相談センター（青森・岩手・秋田・山形・福島）や、総務本省（東京都）などへの異動もあります。

Q 業務内容など具体的な話を聞いてみたいのですが？

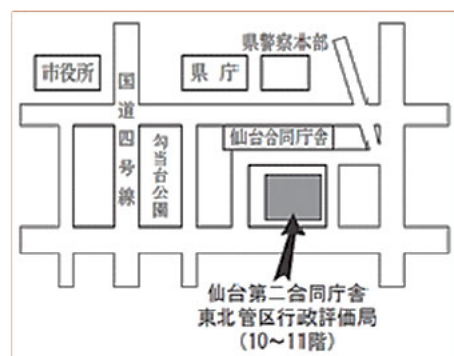
A 東北管区行政評価局では、様々な機会を通じて業務説明会を開催しています。

当局ホームページの「採用情報」などで開催日程をご確認の上、是非ご参加ください！

所在地案内

■ 東北管区行政評価局

所在地	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3 - 2 - 2 3 仙台第 2 合同庁舎
連絡先	TEL (代表) 022-262-7831 ※ 採用に関する問合せは、総務課人事担当まで！
アクセス	市営地下鉄勾当台公園駅 徒歩 3 分
HP	https://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku.html



■ 管内の行政監視行政相談センター

青森行政監視行政相談センター	
所在地	〒030-0801 青森市新町 2 - 4 - 2 5 青森合同庁舎 4 階
連絡先	TEL 017-734-3354
アクセス	青森駅から青森市営バス乗車 約 5 分 「新町二丁目」バス停下車 徒歩 5 分

岩手行政監視行政相談センター	
所在地	〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通 1 - 9 - 1 5 盛岡第 2 合同庁舎 4 階
連絡先	TEL 019-622-3470
アクセス	盛岡駅から徒歩 8 分

秋田行政監視行政相談センター	
所在地	〒010-0951 秋田市山王 7 - 1 - 3 秋田合同庁舎 4 階
連絡先	TEL 018-824-1426
アクセス	秋田駅西口から秋田中央交通バス乗車 約 9 分 「県庁市役所前」バス停下車 徒歩 5 分

山形行政監視行政相談センター	
所在地	〒990-0041 山形市緑町 1 - 5 - 4 8 山形地方合同庁舎 3 階
連絡先	TEL 023-632-3113
アクセス	山形駅前から山交バス乗車 約 10 分 「遊学館前」バス停下車、徒歩約 5 分

福島行政監視行政相談センター	
所在地	〒960-8021 福島市霞町 1 - 4 6 福島合同庁舎 3 階
連絡先	TEL 024-534-1101
アクセス	福島駅東口から福島交通バス 1 コース 乗車 約 7 分 「附属小前」バス停下車 徒歩 2 分



行政相談マスコットキャラクター
キクーン

(令和 7 年 5 月作成)